

## 監査公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年7月26日

新城市監査委員 原 義 弘  
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別  
定例監査・行政監査

第2 監査の対象  
会計課

第3 監査に当たった監査委員  
原義弘、山口洋一

第4 監査の期間  
令和4年5月23日～令和4年7月15日

第5 監査の方法  
令和4年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る令和3年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各署所の現地査察を実施した。

第6 監査の結果  
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

## 【会計課】

### 指摘事項

- 1 回議用紙・供覧カード等について、文書番号の記入漏れをはじめ、未記入箇所が散見された。課内共通の認識をもって、漏れが無いよう作成されたい。

### 意見

- 1 課内の職員は限られた人数であるが、常に異動があることを認識の上、職員の研修や育成を念頭に置いて、計画的な事務執行に当たられたい。また、休暇についても計画的な取得に努められたい。
- 2 内部統制に基づく業務手順書の作成については、再度見直しを行い、漏れている業務に係る手順書を整備し、見直しの経過については日付管理をされたい。特に、条例や規則、要綱などが改正された場合には必ず見直しを行い、必要に応じて新たな手順書の整備を行われたい。